

景観法に係る手続きのオンライン化について

景観法第16条に基づく届出等について、従来の紙媒体に加え、下記の通りオンラインによる手続きがご利用できます。詳細は、鈴鹿市ウェブサイトをご確認頂き、ご不明な点は、鈴鹿市都市計画課計画・景観グループまでお問合せください。

記

景観法第16条第1項及び第2項の規定に基づく届出等 ：電子

手続き内容	行為者	紙による手続き		オンラインによる手続き (新規)
(事前相談準備)	届出者 市	(メール等)		(メール等)
事前相談申出書提出	届出者	紙(正・副)	(郵送有)	オンライン(ロゴフォーム)
(受付確認)	市	紙	(希望者のみ)	自動返信メール
事前相談終了 通知書発行	市	配慮事項・通知書(公印省略) ・副本返却		配慮事項・通知書(公印省略)
行為の届出書提出	届出者	紙(正・副)	(郵送有)	オンライン(ロゴフォーム)
(受付確認)	市	紙	(希望者のみ)	自動返信メール
期間短縮通知書 発行	市	紙(公印有) 副本返却		紙(公印有)
現場着手～完了				
完了報告書提出	申請者	紙	(郵送有)	オンライン(ロゴフォーム)
手続き完了				

副本の取扱い		紙で返却	自己管理
--------	--	------	------



👉 必要書類



👉 ロゴフォーム

鈴鹿市都市整備部都市計画課
計画・景観グループ
Tel：059-382-9063
Email：toshieckaku@city.suzuka.lg.jp